

令和元年度第1回国民健康保険事業の運営に関する協議会

- 1 開催日時 令和元年5月16日（木）午後2時～午後2時55分
- 2 開催場所 木更津市役所駅前庁舎 8階防災室・会議室
- 3 出席委員（14名）
 - （1）被保険者を代表する委員（5名）
高橋 豊、三枝 一雄、嶋 利昭、山口 正明、山本 隆
 - （2）保険医又は保険薬剤師を代表する委員（5名）
本吉 光隆、神田 豊彦、大日方 研、細井 系太郎、冨沢 道博
 - （3）公益を代表する委員（4名）
鈴木 彩子、榛澤 敦子、永野 昭、高橋 光男
- 4 欠席委員（2人）
 - （1）公益を代表する委員（1名）
平田 和世
 - （2）被用者保険等保険者を代表する委員（1名）
白駒 勝也
- 5 執行部
副市長 田中 幸子
市民部 地曳市民部長、斉藤市民部次長、加藤保険年金課長、大森課長補佐
影山国保給付係長、石田主査、清水主査
財務部 渡邊収税対策室長、露寄収納管理係長
- 6 傍聴定員と傍聴人数
傍聴定員10人
傍聴人数 0人
- 7 議題
 - （1）会長及び職務代理者の選出について
 - （2）令和元年度木更津市国民健康保険税の税率等（案）について
 - （3）木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定（案）について
※議題（2）及び（3）は諮問事項

木更津市国民健康保険運営協議会 会議録(質疑概要)

齊藤次長 それでは、ただ今から国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。

なお、木更津市国民健康保険条例施行規則第6条の規定によりまして、「本協議会の議長は、会長とする」となっておりますが、今回は、委嘱後初めての会議のため、会長が不在となっております。会長選出までの間、地曳市民部長に仮議長を務めて頂きたいと存じますが、いかがでしょうか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございます。

それでは、地曳部長、よろしく申し上げます。

仮議長・地曳部長

それでは、会長が選出されるまでの間、私が仮議長を務めさせていただきます。

よろしく願いいたします。

なお、木更津市国民健康保険条例施行規則 第8条に規定する定足数につきましては、委員の半数以上である13名の出席がありましたので、本日の会議は成立いたしましたことを報告いたします。

また、本日の傍聴人はおりません。

では、早速ですが「会長及び職務代理者の選出について」を議題に供します。

会長 及び職務代理者は、国民健康保険法施行令第5条の規定によりまして、公益を代表する委員のうちから選挙することになっております。

それでは、選挙の方法について、お諮りします。いかがいたしましょうか。

富澤委員 はい、事務局案があれば、示していただきたいと思えます。

仮議長・地曳部長

ただ今、富澤委員から、事務局案はありますかとの意見がございましたが、事務局側からの提案をお願いします。

加藤課長 (挙手。) 議長。

仮議長・地曳部長

はい、加藤課長。

加藤課長 事務局としましては、千葉県税理士会の木更津支部推薦の高橋光男委員を会長に、木更津商工会議所推薦の永野昭委員を職務代理者とする案を提案させていただきます。

仮議長・地曳部長

それではお諮りいたします。ただ今の事務局案のとおり、高橋光男委員を会長に、永野昭委員を職務代理者にとということで、賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

賛成多数でございますので、高橋委員が会長に、永野委員が職務代理者に選出されました。

ここで、新会長から ご挨拶をいただきたいと存じます。

高橋会長 　ただ今、本協議会の会長に指名されました 高橋でございます。
私自身、今期が2期目となります。これから3年間、目いっぱい頑張りますので、皆さんも一緒によろしく願いいたします。
この協議会は国民健康保険の運営に関し必要な意見の交換や調査、審議、さらには市町村長への意見の具申等を行うために設けられました。
木更津市の国保事業の運営にあたりまして、委員の皆様には重要事項を熱心にご審議いただき、よりよい国保事業の運営となりますよう、よろしく努めていきたいと思っております。
どうぞ、よろしくお願いいたします。

仮議長・地曳部長

ありがとうございました。
私は、以上で仮議長の任を下ろさせていただきます。
どうもありがとうございました。

斉藤次長 　それでは、これ以降の議事進行につきましては、高橋会長にお願いしたいと存じます。

高橋会長どうぞよろしく願いいたします。議長席の方へお願いします。
(高橋委員、議長席へ移動)

ここで田中副市長から高橋会長へ諮問書をお渡しします。
(田中副市長、高橋会長、議長席前へ移動)

田中副市長 　諮問書、次の事項について、ご審議くださるよう諮問します。
1. 令和元年度木更津市国民健康保険税の税率等(案)について
2. 木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定(案)について
令和元年5月16日
国民健康保険事業の運営に関する協議会会長 高橋 光男 様
木更津市長 渡辺 芳邦
どうぞよろしく願いいたします。

(田中副市長から高橋会長へ諮問書を手渡し)

斉藤次長 　ここでお断り申し上げておきますが、副市長は公務のため退席させていただきます。

田中副市長 　よろしく願いいたします。

(副市長退席)

高橋会長 　それでは、規定によりまして、議長職を務めさせていただきます。
本日の議題は、ただ今、市長から諮問を受けました「令和元年度木更津市国民健康保険税の税率等(案)について」及び「木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定(案)について」の2件であります。
なお、この2件につきましては、関連がありますので一括して議題に供し、事務局から説明を求めたいと思っております。
事務局よろしいですか。

加藤課長 　はい。

高橋議長 　加藤保険年金課長、よろしく申し上げます。

加藤課長 それでは、私からご説明申し上げます。

着座にて失礼させていただきます。

配布いたしました、冊子になった資料「国民健康保険事業の運営に関する協議会」をご覧ください。こちらの資料です。

まず、1ページをお開きください。

「諮問事項1 令和元年度木更津市国民健康保険税の税率等(案)について」でございます。

令和元年度の国民健康保険税の税率につきましては、原則として平成30年度税率からの変更無し、といたしております。

ただし、国民健康保険税の賦課限度額および低所得世帯に対する国保税軽減措置の基準となる所得金額につきましては、税制改正に伴う地方税法施行令の改正がございました。この改正にあわせまして、賦課限度額および軽減判定所得の変更を行なうものでございます。

まず、1ページ上段の税率についてでございます。

国保税は、課税の目的ごとに区分された医療保険分・後期高齢者支援金分・介護保険分の金額を合算したもので、それぞれに税率と限度額が設定されております。

別添の「国民健康保険税について」という資料をご覧ください。2番目の医療保険分とは、というところで国保加入者が診療を受けたときの医療費の支払いに充てる財源となるものでございます。

なお、資料が本日ございませんけれども、これについて補足を説明させていただきます。

国保制度につきましては、平成30年度、昨年度に大きな改革がございました。

それまでは、各自治体ごとに運営しておりました国保事業について、都道府県が財政運営の責任主体となる「国保の広域化」が図られました。

これによりまして、医療費の支払いに関しましても、平成29年度までは、各自治体ごとに実際にかかった医療費を支払っておりましたが、平成30年度からは、県が毎年度各自治体ごとに金額を定める「国保事業費納付金」を県に納めることで、実際にかかった医療費はすべて県から交付されることになりました。

それでは再び「国民健康保険税について」にお戻りください。

2番目の医療保険の下、後期高齢者支援金分につきましては、後期高齢者医療制度を支えるために各保険者が納める支援金の財源となるものでございます。

その下、介護保険分につきましては、40歳以上の方は介護保険の被保険者となります。それに伴い介護保険料を納めることとなりますが、国民健康保険に加入している40歳から64歳までの方は、国民健康保険税の一部として介護保険分がかかるものでございます。

なお、この区分のですね「医療保険分」等という呼び方でございますけれども、この資料の一番下の方に用語の表がございます。通常は「医療保険分」と

呼称しておりますが、地方税法や本市条例などでは「基礎課税額」と規定されております。

また、この後ご覧いただく資料等におきまして、「医療分」等と、更に省略した名称を用いた表等がございますので、ご了承おきくださいますよう、お願いいたします。

それでは諮問の資料に戻ってください。

変更案は、医療保険分の限度額を、税制の改正に合わせて 58 万円から 61 万円に変更するものでございます。

表にあります税率・金額により計算した医療保険分の算定結果が 61 万円を超える場合は、61 万円が医療保険分の金額税額となります。

次に、1 ページ下段の軽減判定所得でございます。

国民健康保険税は、上段の表にもありますとおり、前年の所得金額に税率を乗じた「所得割」、一人当たり定額でかかる「均等割」、一世帯に定額でかかる「平等割」を合計したのですが、前年の総所得金額等が政令で定められる基準以下の世帯につきましては、均等割額および平等割額を軽減する制度がございます。

変更案は、税制の改正に合わせ、軽減判定所得の所得額の算定方法におきまして、被保険者数に乘じる金額を、5 割軽減では 27 万 5 千円から 28 万円に、2 割軽減では 50 万円から 51 万円に変更しようとするものでございます。

これによりまして、表の右側の例によりまして、被保険者 1 人世帯の場合、均等割額・平等割額が 5 割軽減の対象となる総所得金額等が、60 万 5 千円以下から 61 万円以下に、拡充されることとなります。

2 割軽減となる総所得金額等は、83 万円以下から 84 万円以下に拡充されることとなります。

被保険者が 4 人世帯の場合は、表の右側のとおりとなっております。

なお、参考でございますが、これまでの国民健康保険税の税率等改正の変遷につきましては、資料の 14 ページをご覧ください。

今回のような、税制改正に伴います限度額・軽減判定所得の変更は、平成 26 年度以降、毎年度行なっております。

また、税率につきましては、平成 20 年度から平成 27 年度までは変更がありませんでしたが、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 か年は、国保の広域化に併せまして、資産割を段階的に減少し、その分を所得割に賦課するための変更を行なったところでございます。

それではまた、資料にお戻りください。

2 ページをご覧ください。

必要な税収を得るために、国保税率の改正が必要かどうかの検証をいたしました。

まず左上の、令和元年度当初予算額、国民健康保険特別会計予算におきまして、国保税の現年度の税収額を 25 億 2,879 万 1 千円としております。

国民健康保険特別会計の収支均衡を図るための必要な税収額でございます。ここで一旦、歳出のお話をさせていただきます。

先ほども少し触れましたけれども、平成 29 年度までは、各自治体ごとに実際にかかった医療費を医療機関に支払っておりました。平成 30 年度からは、県が毎年度各自治体ごとに決定する「国保事業費納付金」を県に納めるということで、実際にかかった医療費はすべて県から交付されることとなりました。

国民健康保険歳出のうち大きな割合を占めます、この「国保事業費納付金」は、県から毎年度、12 月頃に次年度、来年度分の仮の金額として示されます。そのあと、翌 1 月末頃に確定した金額が示されます。

ただし、この木更津市の次年度予算の決定スケジュールから行きますと、一月末の確定金額の通知まで待つことができないため、当初予算時には仮の国保事業費納付金額で計上し、その後、確定金額による補正をする形をとっております。

今回、当初予算に計上いたしました、仮の国保事業費納付金額は 35 億 1,897 万 646 円でした。しかし、確定金額は 35 億 2,760 万 6,701 円と、約 863 万 6 千円の増額が生じてしまいました。

歳出が増額となった分を、実際の必要税収額として、約 863 万 6 千円を加算した、隣にあります、25 億 3,742 万 8 千円が必要となってまいります。

これを①といたします。

次に、その右側の「5 月 8 日現在の所得データによる試算」でございますが、本年度の収入金額、5 月 8 日現在の被保険者データをもとに、1 ページにございました、税率等の案、内容としましては平成 30 年度税率等のうち限度額・軽減判定所得のみを変更したものでございます。これにより課税した場合の調定額、つまり課税総額がいくらになるかということを試算したものでございます。

「国保税がいくら入ってくるか」というものでなく、「国保税として課税する金額の総額がいくらになるか」どうかの試算でございます。

この結果が課税見込み、調定額として 27 億 315 万 2 千円と算出されました。

ただし、年度当初におきましては、所得割等の算定根拠となります前年所得については、未申告の方が相当数いらっしゃいます。よって、毎年度 5 月頃に、未申告者に対しまして申告勧奨を行なっております。

このため、運営協議会の前に試算する際には、未申告により仮に所得 0 円と計算していた被保険者が、その後、申告により正しく所得割額が算出されることとなります。これらの要因によりまして、令和元年度決算時の最終調定額は、現時点での試算値からさらに 5%程度の増額があるものと予想しております。

5%の増額を見込んだ見込調定額、課税額がその隣 28 億 3,831 万円でございます。

この見込調定額、課税額を基に、国保税の収納率を勘案して、見込税収額を試算したものが、その、矢印の上にある金額でございます。

左側の方が収納率を、千葉県が各自治体の令和元年度の標準保険料率を算定するにあたり採用した、本市の令和元年度収納率推計値 86.45%とした場合の数字でございます。86.45%というのは、国保税一般分の、平成 27 年度から 29 年度までの 3 か年の平均収納率でございます。

この場合、見込税収額は 24 億 5,371 万 9 千円となります。

先ほどの、必要の税収額^④ 25 億 3,742 万 8 千円に対して 3.3%の不足となります。

ただし、本市の収納率は、年々上昇しているところがございますので、収納率を 29 年度の実績収納率とした場合が、右側の金額になります。

見込税収額は 24 億 8,933 万 9 千円となります。

さきほどの必要税収額^④ に対しまして 1.9%の不足となります。

これらの数字は、あくまで見込の税収額でございます。当然に誤差も生じることと考えております。このため、今回は概ね必要税収が得られるものであると判断しまして、税率の変更は無しといたしました。

続きまして、3 ページをお開きください。

税率等改正の影響について示した表でございます。

今回の変更案では医療保険分の限度額を 58 万円から 61 万円としております。

まず、変更前、1 人世帯でございますと世帯の所得が 669 万円になりますと、医療分の算定額が限度額の 58 万円に達します。

それを超える所得の世帯は、医療分が 58 万円で一定となります。

今回変更後は、世帯の所得が 707 万円で限度額の 61 万円に達します。

今回の変更により、世帯所得が 669 万円から 707 万円の場、0 円から 3 万円の増額ということになります。

707 万円を超える世帯では一律 3 万円の増額ということになります。

同様に、4 人世帯ですと、世帯所得が 594 万円から 632 万円の場、0 円から 3 万円の増額。

632 万円を超える世帯では一律 3 万円の増額となります。

4 ページをお開きください。

令和元年度の税率改正案につきまして、君津地域 4 市の比較をしたものでございます。

なお、4 市とも、令和元年度の税率につきましては、6 月議会に上程のうえ決定するという事としております。この表につきましては、聞き取りにより直近の改正案を伺ったもので、確定の税率ではございません。

参考程度で理解いただければと思います。

4 市の税率改正の経緯につきましては、この資料の 11 ページに記載がございますので、のちほどご覧いただければと思います。

4 市とも、税率の変更は無しということで、税制改正による、限度額および軽減判定所得のみの変更を予定しているということでございます。

次に、5 ページをご覧ください。

今回の試算の基となりました被保険者世帯の所得階層の内訳表でございます。

医療分の内訳を示しております。

所得 100 万円ごとに区分しております。

低所得世帯の割合が多く、所得なし世帯と 100 万円未満世帯を合わせると 61.9%となります。

ただし、「所得なし」には、現時点での未申告の世帯も含んでおります。

未申告世帯に対しましては、当初課税前に調査を行い、先ほども申し上げましたが、申告勧奨をいたしますので、当初課税時には割合が減少しているものと思われまます。

なお、この表は、世帯総所得で分類しておりますので、100万円所得に分類されている中には、単身の世帯で個人所得が100万円のケース、また、世帯の被保険者4人の所得合計が100万円というような場合もございます。

それでは、6ページをご覧ください。

県内37市の税率比較の表でございます。

平成31年2月時点での調査データですので、令和元年度税率は確定値ではございません。

君津地域4市については、先ほどご説明申し上げました、直近の聞き取り税率に修正をしてございます。

本表につきましては、詳細な説明は省略させていただきますので、また後ほどご覧いただければと思います。

次に、7ページをご覧ください。

「諮問事項の2 木更津市 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定(案)について」でございます。

諮問事項の1でご説明しました、国民健康保険税の税率等につきましては、「木更津市 国民健康保険税条例」で規定しております。当該条例の改正につきまして、お諮りするものでございます。

今回の変更にかかる条文がある条項と、変更内容を記載しております。

冒頭でもご説明いたしましたが、「基礎課税額」は「医療保険分」のことでございます。

変更内容に合わせまして、金額の改正を行なう内容となっております。

今回の条例改正にかかる、具体的な条文につきましては、次に、8ページ「新旧対照表」でお示ししております。後ほど詳細はご覧ください。

諮問事項に関する説明につきましては、以上でございます。

なお、資料の9ページ以降につきましては、参考の資料でございます。

この場での詳細説明は省略させていただきますので、後ほどご覧いただければと思います。

事務局からの説明は、以上でございます。

高橋議長

ありがとうございます。ただ今、事務局からの説明が終わりましたので、ここで、ご質疑のある方はお願いします。

すみません。税率が変わらずに限度額の改定があっただけということですよ。

質疑はございませんか。

【議長、出席委員を見渡す】

それでは、無いようでありますので、質疑終局と認めます。そして、皆様にお諮りします。

「令和元年度 木更津市 国民健康保険税の税率等(案)について」及び「木

更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定（案）について」を原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

ありがとうございます。全員賛成でございます。

よって、「令和元年度 木更津市 国民健康保険税の税率等（案）について」及び「木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定（案）について」を原案どおり承認することとします。

以上で、議題の審議はおわりましたが、ここで市長に答申するため、答申書を作成いたしますので、この間、暫時休憩といたします。

————— 答申書（案）を作成、委員・職員に配布 —————

それでは、休憩を取り消しまして、会議を再開いたします。休憩中に事務局から答申書の案をお配りしましたと思いますので、事務局に朗読していただきたいと思います。

地曳部長 議長

高橋議長 地曳市民部長

地曳部長 それでは、私から答申書の案を朗読させていただきます。

高橋議長 お願いいたします。

————— 朗読 —————

高橋議長 はい、ありがとうございます。それでは、この答申書につきましてこの議場にお諮りいたします。お配りしました答申書の案で、市長に答申したいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。

（挙手全員）

では、この案で市長に答申いたします。

先ほど承認いたしました議題につきまして、市長に答申いたしますので、ここで、議長の任をおろさせていただきます。慎重なご審議をありがとうございます。

斉藤次長 高橋会長、ありがとうございました。

続きまして、高橋会長から副市長へ答申書をお渡しいただくこととなりますが、答申書作成の間、しばらくお待ちください。

————— 副市長 入室 —————

斉藤次長 お待たせいたしました。

答申書ができましたので、高橋会長、田中副市長、中央の議長席前までお願いいたします。

（高橋会長、田中副市長、議長席前へ移動）

高橋議長 答申書 令和元年 5 月 16 日付けをもって諮問のありました事項について次のとおり答申します。

- 1 令和元年度木更津市国民健康保険税の税率等（案）について
- 2 木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定（案）について

原案承認のこと

令和元年5月16日

木更津市長 渡辺芳邦 様

国民健康保険事業の運営に関する協議会 会長 高橋光男

よろしく申し上げます。

(高橋会長から田中副市長へ答申書を手渡し)

田中副市長 ありがとうございます。

斉藤次長 それでは、答申をいただきまして、ご挨拶を申し上げます。

田中副市長 本日は諮問させていただきました、「令和元年度 木更津市 国民健康保険税の税率等(案)」及び「木更津市 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定(案)」につきまして、慎重なるご審議の結果、原案どおりご承認いただきまして、ありがとうございます。

本日の答申を踏まえまして、令和元年度の国民健康保険事業の適正な運営に努めてまいり所存でございますので、今後とも 委員各位の お力添えを賜りますよう、重ねてお願い申し上げ、簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。

斉藤次長 ありがとうございます。副市長は、ここで退席となります。

田中副市長 ありがとうございます。

—— 副市長 退席 ——

斉藤次長 次に、その他ということで、事務局から報告と連絡をさせていただきます。

清水主査 お願いします。保険年金課の清水と申します。

私からは、令和元年度からスタートいたします、慢性腎臓病医療連携パスについてご報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今年度より運用が開始となります「腎臓病地域連携パス」につきましては、開始となりました経緯と連携方法についてこの場をお借りしてご報告させていただきます。

木更津市をはじめといたします君津支部におきましては、生活習慣病を原因とする慢性腎臓病による人工透析導入者数が多く、本市は県内 54 市町村中、ワースト 9 位というのが状況となっています。君津支部全市が、県内のワーストで 10 位以内に入っているという状況で、県内でも人工透析者数が多い地域となっています。

また、本市の国保加入者の特定疾病療養費の状況では、平成 30 年度では、新規人工透析者が 26 人、全数では 121 人という状況でした。この全数につきましては年々増加をしているというような状況です。

また、平成 29 年度に特定疾病療養費の申請をされた、新規人工透析者の透析となった原因疾患について調べたところ糖尿病が 24%、高血圧が 24%ということで全体の約半数を占めており、糖尿病や高血圧が重症化して人工透析が必要となっている方が多いというような状況が分かっております。

これらの状況から、生活習慣病を原因とする新規人工透析者の減少を目指した取組が急務と考え、君津・木更津医師会様のご承認の方をいただき、平成 29 年 6 月に慢性腎臓病 (CKD) 予防連携委員会を設立いたしました。かかりつけ医

の先生方や専門医の先生方、君津支部各市の代表者で構成される委員会で慢性腎臓病予防に向けた医療連携の体制について協議を行ってまいりました。

その連携の方法が「腎臓病地域連携パス」の運用となります。

特定健康診査の結果で、腎臓に関する検査、尿蛋白ですとかeGFR といった検査や糖に関する検査、HbA1c という検査になりますけれども、これらについて基準に該当した方に「腎臓病地域連携パス」を市より交付し、かかりつけ医を受診して頂き今後の治療について相談をしていただきます。必要時には、かかりつけの先生から二次医療機関にご紹介をしていただくような形になります。

このように、特定健康診査受診者の健診後の診療がスムーズに円滑に連携されるよう「腎臓病地域連携パス」の運用を開始し、かかりつけ医療機関と二次医療機関と市が連携をいたします。

より多くの方に特定健康診査を受診していただき、慢性腎臓病予防に向けた取組を推進して参りたいと思います。皆様のご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

私からのご報告の方は以上になります。

よろしく願いいたします。

斉藤次長 今の報告について、ご質問等ございましたらお願いいたします。

本吉委員 ただ今の説明で、だいたいのところをお分かりになったと思いますけれども、私もこの（国民健康保険事業の運営に関する協議会）委員の一人として後付けさせていただきます。

腎臓病が、特に糖尿病が多いというふうな話してございますけれども、腎臓疾患を起こしてしまった時に、最終的には透析になるわけですね。透析になったときに運営委員会の皆様方には、ご存知いただきたいと思うのですが、おおよそ月に 50 万円近い費用がかかるのです。

年間にすると 550 万円位になってしまいますけれども、大変財政事情に影響が強い状況となります。

したがって、当地は透析導入の方が多というお話しでございますけれども、一人でも、二人でも少なく予防すればそれだけ財政が安定するということになりますので、このことについても、運営委員会の皆様方には良いご理解をしていただけて、また、応援をしていただきたいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

斉藤次長 他に、質問等ございますでしょうか。

山本委員 それでは。

被用者保険と国民健康保険との乖離があるのですかね。

50 万円、何が 50 万円かわからないのですけれども、国民健康保険にかかっている方の一人当たり 50 万ということですかね。

本吉委員 はい、そうですね。

山本委員 被用者保険との乖離があるのですか。

本吉委員 費用としては、単価が決まっておりますので、それをもって本人が持っている保険の種類によって違いますけれども、国保の方もおられますし、おおよその方々が身障者の 2 級を取っておられますから、身体障害者の方から支給され

るといふのが多いですね。まあ、しかし、これもやはり、市の方の財政に大いに関係がございますもので、できるだけ透析の方が増えないようにしていただきたいというふうに思います。

山本委員 それは、でも、ただ単に年を取っているということですか。

本吉委員 はい。

山本委員 国民健康保険の加入者の年齢が高いから、被用者保険に入っている加入者と違いがあるわけですよ。

人数をかけないと負担額が。

本吉委員 どういう経緯になっているどうか、ちょっと市の方でしか分からないと思います。けれども、国民健康保険の加入者で透析を受けている方が何名いるのかが、具体的には私には分かっておりませんので。

清水主査 すみません。ご質問ありがとうございます。先ほどのご説明の中で、人数の方を少しご報告させていただいたのですけれども、国民健康保険の加入者の方で、平成30年度は121人というのが状況ということが分かっております。こちらの人数でよろしいでしょうか。

山本委員 わかりました。

斉藤次長 他に、何か質問、ございますでしょうか。

無いようでありますので、先ほど三歳児健診のため遅れておりました大日方委員が到着されましたので、一言、ご挨拶をいただきたいとします。

大日方委員 どうも、遅くなりましたオビナタクリニックの大日方です。健診がありまして遅れましてすみません。今後ともよろしくお願ひします。

斉藤次長 どうもありがとうございました。

それでは続きまして、連絡ということで、事務局の方からさせていただきます。

影山係長 私からは、令和元年度のスケジュール等について、ご説明申し上げます。

はじめに、毎年8月に千葉県国民健康保険団体連合会君津支部主催の国民健康保険 運営協議会委員の研修会がございます。

こちらにつきましては、今年度は8月6日（火曜日）に富津市で開催予定です。詳しい場所、研修内容等は、まだ分かっておりませんが、正式文書が届き次第、ご連絡をいたします。

また、第2回目の国民健康保険事業の運営に関する協議会についてですが、先ほど申し上げました研修会と同日に、開催を予定しております。

議題につきましては、「平成30年度木更津市国民健康保険事業実績報告(案)について」「平成30年度木更津市国民健康保険特別会計決算(案)について」ご報告させていただきます。

また、2月上旬に、令和2年度の予算や事業についておはかりする予定でおります。

なお、審議案件がございましたら随時お願いしてまいります。

よろしくご協力のほど、お願いいたします。

私のほうからは、以上でございます。

斉藤次長 ただいま、事務局から今年度のスケジュールの説明がありました。この件

を含め、何か質問等がございますか。

質問が無いようですので、以上で本日の国民健康保険事業の運営に関する協議会を終了いたします。

委員の皆様、お疲れさまでございました。

ありがとうございます。

午後 2 時 55 分閉会

令和元年 5 月 16 日

議事録署名人

国民健康保険事業の運営に関する協議会

会 長 高 橋 光 男